

## 人にやさしい街づくり推進委員会設置要領

### (目的)

第1 人にやさしい街づくりの推進のため、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的として、人にやさしい街づくり推進委員会（以下、委員会という。）を設置する。

### (審議事項)

第2 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議を行う。

- (1) 人にやさしい街づくり推進のための条例・指針の質的向上に関する事項
- (2) 人にやさしい街づくり推進のための施策展開に関する事項
- (3) その他、人にやさしい街づくり推進のために必要な事項

### (組織)

第3 委員会は、委員10人をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 4 部会委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が委嘱されるまでの間は、継続するものとする。
- 6 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会は、審議事項に関し、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

### (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (部会長)

第5 部会に部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理するとともに、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6 委員会は委員長が、部会は部会長が、それぞれ招集する。
- 2 委員会及び部会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。
- 3 委員会は公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。
- 4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める。
- 5 会議録は、5年間保存するものとする。

(府内調整会議)

- 第7 委員会の円滑な運営と施策の推進を図るため、委員会のもとに調査研究、調整のための府内調整会議を置く。
- 2 府内調整会議は、必要に応じて、ワーキング・グループを置くことができる。
- 3 府内調整会議は、別に定める者で構成する。
- 4 府内調整会議の座長は、建設部技監をもって充てる。

(庶務)

- 第8 委員会等に関する庶務は、建設部住宅計画課において処理する。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月21日から施行する。

人にやさしい街づくり推進委員会 庁内調整会議構成員

部　　局	構　成　員	備　　考
知事政策局	企　画　課　長	
総　務　部	総　務　課　長	
地域振興部	地　域　政　策　課　長	
県民生活部	交　通　対　策　課　長	
環　境　部	県　民　総　務　課　長	
健康福祉部	社　会　活　動　推　進　課　長	
産業労働部	環　境　政　策　課　長	
農林水産部	健　康　福　祉　総　務　課　長	
建　設　部	子　育　て　支　援　課　長	
	高　齢　福　祉　課　長	
	障　害　福　祉　課　長	
	産　業　労　働　政　策　課　長	
	中小企　業　金　融　課　長	
	商　業　流　通　課　長	
	農　林　政　策　課　長	
	建　設　企　画　課　長	
	公　園　緑　地　課　長	
	道　路　維　持　課　長	
	公　營　住　宅　課　長	
	公　共　建　築　課　長	
	管　理　課　長	
病院事業庁	財　務　施　設　課　長	
教育委員会	施　設　課　長	
警察本部	交　通　規　制　課　長	